

平成 26 年 9 月 4 日
公 私 連 絡 協 議 会

東京都、一般財団法人東京私立中学高等学校協会及び東京都中学校長会は、都内公立中学校（以下「公立中学校」という。）において適正な進路指導が推進されるよう、文部事務次官通知（平成 5 年 2 月 22 日付）の趣旨を踏まえ、高等学校入学者選抜について、下記のとおり確認する。

記

- 1 公立中学校における進路指導は、日ごろの学習成績や活動の状況等による生徒の能力・適性、興味・関心等に基づき総合的に行うべきものであり、業者テストによる偏差値等に依存した進路指導は行わない。
- 2 公立中学校は、業者テストの実施に一切関与しない。また、校長会等がテストを行う場合は、進路指導の一参考資料を得るために行うものであり、選抜の資料として用いるために、高等学校に対しその結果の提供を行わない。
- 3 高等学校の行う入学者選抜は、公教育としてふさわしい適切な資料に基づいて行い、業者テストによる偏差値等を資料として利用しない。
高等学校は、業者テストの実施者、学習塾、保護者又は生徒から業者テストによる偏差値等を求めない。
- 4 私立高等学校の推薦等についての入試相談は、上記 1 から 3 の趣旨を踏まえ、次のとおり実施する。
 - (1) 開始期日 七都県高校進学問題協議会における協議を経て、私立高等学校及び東京都中学校長会で合意した日以降
 - (2) 相談資料 次の 5 点から、各私立高等学校が必要とする資料を用いる。
 - ア 中学校 3 年間の学習記録（3 年次の成績は、成績一覧表に記載する成績と同様の評価・評定を用いる。）
 - イ 成績一覧表作成用ファイルに収録の「第 3 学年学習記録一覧」
 - ウ 特別活動の記録、出欠の記録
 - エ 実技又は特性に関する記録
 - オ その他、その生徒の成績、能力、特性に関して私立高等学校が必要と認め、公立中学校が提供することのできる書類（ただし、偏差値資料を除く。）